

10/1 から消費者被害防止対策機器購入費補助金がスタートします

特殊詐欺の被害は、詐欺犯からの1本の電話がきっかけとなっています。特殊詐欺被害を未然に防ぐための対策として、特殊詐欺等被害防止対策機器を購入設置された世帯に補助金を交付します。

- 補助金の交付を受けることができる方
 - (1) 村内に住所があり現に居住している方
 - (2) 村税等を滞納していない方
- ※1世帯につき1回に限り申請可能
- ※事業用での設置は対象外



○対象機器

※下記のいずれかに該当するもの

★固定式電話機★

(1) 特殊詐欺防止を目的とした電話機で、自動的に通話の内容を録音する機能のあるもの

★固定式電話機に接続する機器★

(2) 自動的に通話の内容を録音する機能のあるもの

(3) 被害を引き起こす可能性のある電話の着信を自動的に切断する機能のあるもの

※平成30年10月1日以降に購入した対象機器が補助対象となります。

○補助金額

購入及び設置費用の2分の1で上限10,000円(100円未満切り捨て)

※付随するサービスの加入料・利用料等は対象になりません。

○申請の流れ

①補助金交付申請書(様式第1号)、カタログ又は取扱説明書(購入機器の機能が記載されているもの)の写しを提出

↓

②購入実績報告書(様式第3号)、領収書(対象機器の購入費等の額、品名、購入日付の記載があるもの)を提出

↓

③補助金交付請求書(様式第4号)を提出

※上記の書類を南相木村役場総務課庶務防犯担当までご提出ください。

※上記申請書類は南相木村役場総務課及びホームページに設置、掲載しています。

○詳細・問い合わせ

南相木村役場 総務課 庶務係 (防犯担当)

電話 0267-78-2121

メールアドレス soumu@vill.minamiaiki.nagano.jp